

## 抵当権 妨害排除請求 H07-06-1 《#391》

【問】 正誤をつけよ。

AがBに対する債務の担保のためにA所有建物に抵当権を設定し、登記をした。Aが通常の利用方法を逸脱して、建物の毀損行為を行う場合、Aの債務の弁済期が到来していないときでもBは、抵当権に基づく妨害排除請求をすることができる。

【答え】 正しい

### 《ポイント》 妨害排除請求

抵当権も物権であるから、**その侵害に対しては物権的請求権が発生する**。しかし他方で、抵当権は設定者に目的物の使用収益権を残しておくため、**抵当権設定者が通常の利用をする限りはそれは抵当権侵害には当たらない**。